

意見書案第3号

平成29年3月17日提出

提出者 松山市議会議員 清水 宣 郎
大塚 啓 史
岡 雄 也
吉 富 健 一
松 本 博 和
角 田 敏 郎
渡 部 克 彦
若 江 進
猪 野 由紀久
丹生谷 利 和
森 岡 功
宇 野 浩

平成29年3月17日 原案可決

東日本大震災の自主避難者への住宅支援の継続を求める意見書について

東日本大震災の自主避難者への住宅支援の継続を求める意見書を次のとおり提出する。

記

東日本大震災の自主避難者への住宅支援の継続を求める意見書

東日本大震災から6年が経過したが、復興は途上であり原発事故の収束も見通しは立たず、全国各地に避難している方々は、将来が見通せない不安定な生活を余儀なくされている。また、避難者への嫌がらせや子どもへのいじめ問題が起こり、困難な実態も明らかになってきた。

2015年6月、福島県及び内閣府は、災害救助法に基づいて避難指示区域外からの避難者への無償住宅提供を2017年3月で打ち切ることを公表し、その期限が迫っている。福島県は、「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」において、民間賃貸

住宅への家賃支援を行うこととしているが、補助率は低く期間もわずか2年間と限定している。愛媛県及び松山市は、無償住宅提供を1年間延長するとしているものの、生活基盤である住宅を失うことへの不安は広がり、今、まさに自主避難者は岐路に立たされている。

6年という時間の経過とともに、それぞれの生活は築かれつつあり、身体的・精神的な状況も大きく変化している。特に、影響を受けるのは幼い子どもを連れた自主避難者と言われる区域外避難者の方々であり、就学している子どもたちが不本意な転校を強いられることにもなりかねない。個々の事情に配慮しない一律の支援の打ち切りは、新たな負担を生じさせることになり、問題である。

生活基盤である住宅支援は、憲法に基づく生存権の保障である。長期間に及んだ避難を災害救助法で対処するには無理があると考ええる。この点を踏まえ、きめ細やかな支援と抜本的な対策に向けた新たな法制度を確立することは急務と考ええる。

よって、松山市議会は、政府及び福島県に対して、以下の対応を強く求めるものである。

記

- 1 自主避難者への無償住宅提供や家賃補助の延長等、住宅支援を継続すること。
- 2 避難者の実情に配慮し、個々に応じた支援を行うこと。
- 3 国は継続した被災者支援を行うための法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

国 土 交 通 大 臣

復 興 大 臣

福 島 県 知 事